

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(衆第七号)(衆議院提出) 要旨

本法律案は、特定非営利活動の一層の発展を図るため、その活動の種類を追加し、設立及び合併の認証の申請手続を簡素化するとともに、暴力団排除を強化する措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、別表に掲げる特定非営利活動の種類に、新たに「情報化社会の発展を図る活動」、「科学技術の振興を図る活動」、「経済活動の活性化を図る活動」、「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」及び「消費者の保護を図る活動」を追加する。

二、特定非営利活動法人の設立及び合併の認証に係る申請書類の簡素化を図る。

三、暴力団等を排除するための措置の強化を図るため、特定非営利活動法人の設立及び合併の認証基準を強化し、役員の欠格事由を追加するとともに、所轄庁は、暴力団等であるとの疑いがあるときは、所轄庁が内閣総理大臣である場合は警察庁長官、都道府県知事である場合は警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

四、租税特別措置法に定める、いわゆる認定NPO法人に対する寄附又は贈与を行った者に係る寄附金控除等の特例について明記する。

五、特定非営利活動法人の理事等が、所轄庁に対して必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は所轄庁による検査を拒んだ場合等の罰則規定を追加する。

六、本法律は、平成十五年五月一日から施行する。